

2025 年 6 月 20 日 一部改正
2025 年 1 月 29 日 技術委員会 審議
2025 年 6 月 10 日 国土交通大臣 認可

水密戸の統一解釈

改正対象

鋼船規則 C 編

改正理由

IACS は, SOLAS 条約第 II-1 章に規定される水密性が要求される戸の開閉表示装置や警報装置の要否といった詳細要件を取り纏めた IACS 統一解釈 SC156 (Rev.2)を 2021 年 1 月に策定しており, 本会はこの要件を既に本会規則に取入れている。

また, IMO では旅客船の隔壁甲板下の開口等に関する改正が 2020 年 11 月に決議 MSC.474(102)として採択された。

加えて, 損傷時復原性の残存要件で除外される開口に関する改正が 2021 年 10 月に決議 MSC.491(104)及び決議 MSC.492(104)として, 2022 年 6 月に決議 MEPC.343(78)として, 2022 年 11 月に決議 MSC.526(106)として採択された。本会はこの要件も既に本会規則に取入れている。

そこで IACS は, IMO で採択された上記 5 つの決議を取入れるべく, 当該統一解釈を IACS 統一解釈 SC156 (Rev.3)として更新した。

このため, IACS 統一解釈 SC156 (Rev.3)に基づき, 関連規定を改める。

改正内容

IACS 統一解釈 SC156 (Rev.3)に基づき, 水密戸の開閉状態の定義及び水密戸に関する要件の表を改める。

施行及び適用

次のいずれかに該当する船舶に適用

- (1) 2025 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶
- (2) 2025 年 7 月 1 日以降に起工又は同等段階にある船舶（建造契約がない場合）
- (3) 2028 年 1 月 1 日以降の引渡しが行われる船舶
（全面改正される前の C 編適用船も含む）

ID: DX24-14

「水密戸の統一解釈」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則 C 編 船体構造及び船体艤装 1 編 共通要件 2 章 一般配置要件 2.2 隔壁配置 2.2.2 水密戸 2.2.2.1 一般 -1. 水密隔壁及び水密隔壁の階段部の甲板に設ける開口には、水密閉鎖装置（以下、「水密戸」という。）を設けなければならない。水密戸は使用目的・頻度に応じて次のとおり分類する。 (1) 航海中は必ず閉鎖されているもの：港内にいるときにのみ使用され、出航前に閉鎖されるもの。これらの戸の開閉は船長が許可した時刻に行われ、<u>当該時刻を航海日誌に記録しなければならない。</u>航海中に当該水密戸にアクセスすることができるとき、許可なく使用されることを防止する措置を講じること。 (2) 航海中に通常は閉鎖されるもの：航海中は通常閉鎖されており、<u>船長が許可する場合にのみ使用が認められる</u>もので、使用後は速やかに閉鎖されなければならない。	鋼船規則 C 編 船体構造及び船体艤装 1 編 共通要件 2 章 一般配置要件 2.2 隔壁配置 2.2.2 水密戸 2.2.2.1 一般 -1. 水密隔壁及び水密隔壁の階段部の甲板に設ける開口には、水密閉鎖装置（以下、「水密戸」という。）を設けなければならない。水密戸は使用目的・頻度に応じて次のとおり分類する。 (1) 航海中は必ず閉鎖されているもの：港内にいるときにのみ使用され、出航前に閉鎖されるもの。これらの戸については、<u>開閉操作を行った日時を航海日誌に記録する必要があることに留意すること。</u>（例えば、荷役時に使用される隔壁戸） (2) 航海中に通常は閉鎖されるもの：航海中は通常閉鎖されており、<u>当直士官が許可する場合にのみ使用が認められる</u>もので、使用後は速やかに閉鎖されなければならない。	IACS UI SC156 (Rev.3) 3.1 に基づき、改正。

「水密戸の統一解釈」 新旧対照表

新	旧	備考
(3) 航海中に使用されるもの：閉鎖されているが、旅客若しくは乗組員の通行のため主管庁が許可している場合又はその水密戸に著しく近接して作業する際、開放する必要がある場合において、航行中開放することができる。使用後は速やかに閉鎖されなければならない。<u>なお、航行中に開放しておくことが認められた水密戸は、復原性資料に明確に記載され、常に直ちに閉鎖できるようにしておかなければならない。</u> -2. 前-1.の水密戸は、船舶の運航のために必要であると本会が認める場合を除き、航海中に通常は開放したままとしてはならない。また、貨物区域を区画する水密隔壁に設けられる荷役用等の戸、ランプ等の閉鎖装置については、航海中は必ず閉鎖しておくものとしなければならない。 -3. 本 2.2.2 の要件は、他の規則に定める損傷時復原性要件により設置される水密戸についても適用される。この時、隔壁甲板より上方に設けられる水密戸にあっては、R 編 13 章の脱出設備に設けられる戸に関する要件に適合すること。 -4. 水密戸の基本的な要件を表 2.2.2-1.及び表 2.2.2-2.に示す。	(3) 航海中に使用されるもの：閉鎖されているが、旅客若しくは乗組員の通行のため主管庁が許可している場合又はその水密戸に著しく近接して作業する際、開放する必要がある場合において、航行中開放することができる。使用後は速やかに閉鎖されなければならない。 -2. 前-1.の水密戸は、船舶の運航のために必要であると本会が認める場合を除き、航海中に通常は開放したままとしてはならない。また、貨物区域を区画する水密隔壁に設けられる荷役用等の戸、ランプ等の閉鎖装置については、航海中は必ず閉鎖しておくものとしなければならない。 -3. 本 2.2.2 の要件は、他の規則に定める損傷時復原性要件により設置される水密戸についても適用される。この時、隔壁甲板より上方に設けられる水密戸にあっては、R 編 13 章の脱出設備に設けられる戸に関する要件に適合すること。 -4. 水密戸の基本的な要件を表 2.2.2-1.及び表 2.2.2-2.に示す。	

「水密戸の統一解釈」 新旧対照表

新			旧						備考	
表 2.2.2-1. 内部開口の水密戸に関する要件										
隔壁甲板又は乾舷甲板に対する位置関係	参照規定	水密戸の分類	戸の形式	遠隔閉鎖	開閉表示	可視又は可聴警報	注意銘板	備考	IACS UI SC156 (Rev.3) Table 1 A II.に基づき、 改正。 削除された各要件は、 それぞれ規則中に規定されており、要件に変更はない。 ※3 及び 4: 2.2.2.1-1.(1) ※6 及び 7: 2.2.2.8 参照規定に、水密戸の分類が規定されている項を追加。	
下方	2.2.2.1-1.(3), 2.2.2.1-2, 2.2.2.4-3., 2.2.2.5, 2.2.2.6, 2.2.3.1-2.(2)	航海中に使用されるもの	動力式すべり戸	必要	必要	必要 (設置場所)	不要	—		
	2.2.2.1-1.(2), 2.2.2.5, 2.2.2.8-1., 2.2.3.1-2.(3)	航海中に通常は閉鎖されているもの	すべり戸, ロール戸又はヒンジ戸	不要	必要	不要	必要	*1, *2 ⁶		
	2.2.2.1-1.(1), 2.2.2.4-8., 2.2.2.8-2., 2.2.3.1-2.(4)	航海中は必ず閉鎖しておくもの (貨物区域)	すべり戸, ロール戸又はヒンジ戸	禁止	不要	不要	必要	※3, ※4, ※7		
	2.2.2.1-1.(1), 2.2.2.8-2., 2.2.3.1-2.(5)	航海中は必ず閉鎖しておくもの (貨物区域以外)								
甲板上又は上方	2.2.2.1-1.(3), 2.2.2.1-2, 2.2.2.4-3., 2.2.2.5, 2.2.2.6, 2.2.3.1-2.(2)	航海中に使用されるもの	動力式すべり戸	必要	必要	必要 (設置場所)	不要	※3, ※5		
	2.2.2.1-1.(2), 2.2.2.5, 2.2.2.8-1., 2.2.3.1-2.(3)	航海中に通常は閉鎖されているもの	すべり戸, ロール戸又はヒンジ戸	不要	必要	不要	必要	*1, *2 ⁶ , ※3		
	2.2.2.1-1.(1), 2.2.2.8-2., 2.2.3.1-2.(4)	航海中は必ず閉鎖しておくもの	すべり戸, ロール戸又はヒンジ戸	禁止	不要	不要	必要	※3, ※4, ※7		
*1: ヒンジ戸とする場合、単一動作で締付け操作ができるものとする。 *2: 1966 年国際満載喫水線条約に基づき、主機関区域と操舵機室を仕切る戸は、単一動作で締付け操作ができるヒンジ戸としてよい。ただし、当該戸の下端が夏季満載喫水線の上方に位置し、航海中使用されない時は閉鎖されている場合に限る。 *3: 当該戸が貨物区域を仕切る水密隔壁に設置される場合、これらの戸の開閉操作を行った日時を航海日誌に記録すること。 *4: 許可無く使用されることを防止する措置を講じること。 *5: 海洋汚染防止条約に基づき、船楼の水密隔壁においてはヒンジ戸が認められる。 *6: 注意銘板は、『航海中、開放禁止/Kept closed at sea』とすること。 *7: 注意銘板は、『航海中、使用禁止/Not to be opened at sea』とすること。										

「水密戸の統一解釈」 新旧対照表

新			旧						備考
表 2.2.2-2. 外部開口の水密戸に関する要件									
隔壁甲板又は乾舷甲板に対する位置関係	参照規定	水密戸の分類	戸の形式	遠隔閉鎖	開閉表示	可視又は可聴警報	注意銘板	備考	IACS UI SC156 (Rev.3) Table 1 B II.に基づき、 改正。 削除された各要件は、 それぞれ規則中に規定されており、要件に変更はない。 ※2 及び 3: 2.2.2.1-1.(1) ※4 及び 5: 2.2.2.8 参照規定に、水密戸の分類が規定されている項を追加した。
下方	2.2.2.1-1.(1), 2.2.2.5, 2.2.2.8-2., 2.2.3.2-2., 2.2.3.2-3.	航海中は必ず閉鎖しておくもの	すべり戸, ロール戸又はヒンジ戸	不要	必要	不要	必要	※2, ※3, ※5	
甲板上又は上方	2.2.2.1-1.(2), 2.2.2.5, 2.2.2.8-1., 2.2.3.2-2.	航海中に通常は閉鎖されているもの	すべり戸, ロール戸又はヒンジ戸	不要	必要	不要	必要	*1, ※4	
	2.2.2.1-1.(1), 2.2.2.5, 2.2.2.8-2., 2.2.3.2-2.	航海中は必ず閉鎖しておくもの	すべり戸, ロール戸又はヒンジ戸	不要	必要	不要	必要	※2, ※3, ※5	
*1: ヒンジ戸とする場合、単一動作で締付け操作ができるものとする。 ※2: 当該戸の開閉操作を行った日時を航海日誌に記録すること。 ※3: 許可無く使用されることを防止する措置を講ずること。 ※4: 注意銘板は、『航海中、開放禁止/To be kept closed at sea』とすること。 ※5: 注意銘板は、『航海中、使用禁止/Not to be opened at sea』とすること。									

「水密戸の統一解釈」 新旧対照表

新	旧	備考
附 則		
1. この改正は、2025 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。 2. 次のいずれかに該当する船舶以外の船舶にあっては、この改正による規定にかかわらず、なお従前の例による。 (1) 施行日以降に建造契約*が行われる船舶 (2) 建造契約*が存在しない場合には、2025 年 7 月 1 日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶 (3) 2028 年 1 月 1 日以降の引き渡しが行われる船舶 * 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。 3. 全面改正された鋼船規則検査要領 C 編（2022 年 7 月 1 日 達 第 46 号）前の鋼船規則検査要領 C 編（以下、検査要領 旧 C 編）が適用される船舶であって、この改正の施行日以降に前-2.の(1), (2)又は(3)に該当するものにあっては、次に示す規定にこの改正を適用する。 検査要領 旧 C 編 C4.3.1-2. 検査要領 旧 C 編 表 C4.3.1-1. 検査要領 旧 C 編 表 C4.3.1-2. 検査要領 旧 C 編 C13.3.1-1. IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009) 英文（正） 1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding. 2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided: 仮訳 1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。 2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1 つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。		

「水密戸の統一解釈」 新旧対照表

新	旧	備考
(1) such alterations do not affect matters related to classification, or (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval. The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed. 3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply. 4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder. Note: This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.	(1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、 (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。 オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから 1 年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。 3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1.及び 2.に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。 4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。 備考： 1. 本 PR は、2009 年 7 月 1 日から適用する。	